

○練習用備付け銃に係る打刻命令

(第9条の11第2項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日
令和4年3月15日

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の11第2項
処分の概要	練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項(番号又は記号の打刻)、第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条(打刻命令)
処分基準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室